

2005年11月15日(火曜日)

# 全国に先駆けて策定した福井県国民保護計画

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)」が平成16年6月に公布、同年9月に施行されました。

県では、この国民保護法に基づき、武力攻撃事態等において住民の避難や避難住民の救援等の国民保護措置が的確かつ迅速に行われるよう、「福井県国民保護計画」を平成17年7月に策定しました。

今回の県政だよりでは、この「福井県国民保護計画」の内容とこれに基づいて実施される実動訓練についてご紹介します。

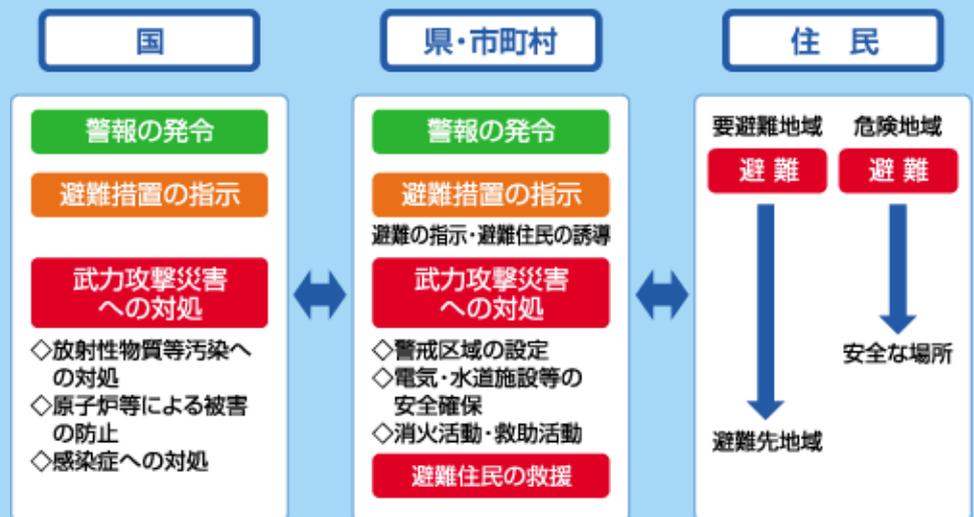
## 国民保護とは

国民保護とは、武力攻撃やテロなどから国民の生命、身体等を保護し、被害を最小に抑えるために、国、県、市町村や関係機関などが相互に連携し、住民の避難や救援などを行うことをいいます。

平成16年9月に施行された国民保護法では、武力攻撃事態等における国や地方公共団体等の責務や役割分担、住民の避難や救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置等について具体的な内容を規定しています。

## 国民保護のイメージ

### 武力攻撃発生



## 福井県国民保護計画の内容

国民保護法の施行により、県は武力攻撃事態等において住民の生命、身体および財産を保護する責務を負うことになります。

特に本県は、原子力発電所が集中して立地していることや、過去に不審船問題や拉致問題が発生、さらには日本海に面しているといった地理的な事情があり、万一有事が発生した場合に備えて、その対応をできるだけ早期に進めていく必要があり、全国に先駆け計画を策定しました。



4月12日に計画案について審議を行い県に答申をした「福井県国民保護協議会」

### 平常時の備え

平常時から国民保護のための体制の整備、拡充を図ります。また、訓練の実施、必要な物資、資材の備蓄、医療救護体制の確立や災害時要援護者支援体制の整備、自主防災組織の充実やボランティア活動への支援を行います。

### 実施体制

武力攻撃やテロなどが迫り、または発生し、国から県国民保護対策本部を設置すべき通知を受けたときは、直ちに県国民保護対策本部を設置します。そして情報を収集し、住民に伝達することにより、迅速かつ的確に避難や救援などを実施します。

また、独自の対応として、武力攻撃の初期の段階で福井県国民保護対策連絡室を設置し、関係機関との間で情報の共有化を図りながら、速やかな初動対応を行います。

## 住民の避難および救援

警報が発令された後、さらに住民の避難が必要であると認められるとき、避難を指示します。また、住民の避難が行われた場合および被災した場合において、避難住民や被災者に対し、食品や生活必需品、医療の提供などの救援を行います。



## 武力攻撃災害への対応等

県は、国、市町村と協力して「武力攻撃災害」による被害が最小となるように必要な措置を的確かつ迅速に実施します。

また、武力攻撃災害が沈静化した後は、防疫対策および廃棄物対策、生活関連物資等の価格の安定、生活基盤の確保のための支援等により生活の安定を図ります。

## 原子力発電所の武力攻撃災害への対応

本県には、原子力発電所が15基立地しています。

この原子力発電所に対して「武力攻撃」が発生した場合、周辺地域において、大きな被害が発生するおそれがあることから、他の「武力攻撃災害」と比較して特殊な被害想定とそれに基づく対応が必要となります。

そこで本県においては、この計画で、原子力発電所の「武力攻撃災害」に対する平常時の備えから事後対策まで一連の措置について、独自に規定しています。

## 復旧・復興

武力攻撃などによる災害で被災した公共土木施設などの復旧および大規模な被害を受けた被災地の計画的な復興に努めます。また、被災した住民の生活の再建および安定を図るため、住宅や雇用機会を確保し、適切な支援を行います。



# 国民保護実動訓練を11月27日(日)に実施

国、県、地元自治体、関係機関および地域住民が一体となった実動訓練を11月27日(日)に美浜町や敦賀市などで実施します。

この訓練は、関係機関の役割分担や関係機関相互の連携強化を図ること、また、国民の保護に関する措置などについて理解の促進を図ることを目的とし実施するもので、国との共同での実動訓練としては全国で初めての訓練となります。

## 今回の訓練想定

関西電力(株)美浜発電所がテログループによる攻撃を受け、同施設の一部が損傷を受けたことにより、放射性物質が放出されるおそれが生じるという事態を想定します。

なお、今回の訓練は国民の保護に関して行うものであり、テログループの鎮圧等については実施しません。

## 主な訓練内容

### ● 緊急時通信連絡・情報収集訓練

事態の発生から警報発令、発電所の応急対策、復旧までの、緊急時における通信連絡・情報収集訓練を実施します。

- ◇ 初動時の情報収集や初動対応に関する通知や伝達
- ◇ 警報の関係機関への通知など
- ◇ 避難指示の受信、避難指示の市町村などへの通知など
- ◇ 放射性物質等の放出の通報の受信および関係機関への伝達 等

### ● 緊急処理事態対策本部等設置運営訓練

事態の進展や状況の変化などに応じて、国民保護対策連絡室や緊急処理事態対策本部等を設置して、その運営などの

訓練を実施します。

- ◇国民保護連絡室、緊急対処事態対策本部、緊急対処事態現地対策本部の設置
- ◇防衛庁長官に対する自衛隊派遣の要請
- ◇知事による警戒区域の設定 等

### ●住民等避難訓練

避難の指示に従い、消防や自衛隊、警察や海上保安庁などによる避難が必要な地域の住民の避難訓練を実施します。

- ◇サイレンの吹鳴
- ◇災害時要援護者の避難誘導
- ◇自衛隊員や警察官、海上保安官による避難誘導

### ●避難住民等救援訓練

避難所や救護所の円滑な設置運営、緊急被ばく医療、安否情報の収集および国への報告などを実施します。

### ●災害対処訓練

緊急事態における原子力発電所の警備強化や警戒区域の設定に伴う交通規制などの訓練を実施します。

また、緊急時モニタリングセンターを設置して、放射線量の測定などの訓練を実施します。

### ●その他

◇当日は、午前8時に屋外拡声器を使って警報のサイレンを鳴らすほか、ケーブル テレビや防災行政無線、広報車等を使って広報訓練を行います。訓練であることをあらかじめご承知ください。

◇現地対策本部の運営訓練を行う美浜原子力防災センターでは、一般の方の参観はできませんが、敦賀原子力防災センターや関西電力PRセンターで、訓練の映像を御覧いただくことができます。また、避難誘導の様子は現地で参観いただけます。

なお、美浜発電所内の参観は一切できませんのであらかじめ御了承ください。

◇当日は混雑が予想されますのでシャトルバスを御利用ください。シャトルバスはJR敦賀・美浜の両駅、敦賀市総合運動公園、美浜町民広場から運行する予定です。



10月17日に美浜原子力防災センターで行われた調整会議

#### 【福井県国民保護計画に関するお問い合わせ先】

福井県安全環境部 危機対策・防災課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

TEL : 0776-20-0236 FAX : 0776-22-7617

E-mail:[kikitaisaku@pref.fukui.lg.jp](mailto:kikitaisaku@pref.fukui.lg.jp)

福井県ホームページ <http://info.pref.fukui.jp>

 BACK